

苫小牧港管理組合告示第 1 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 及び第 167 条の 11 の規定により、令和 3 年度及び令和 4 年度において、苫小牧港管理組合が発注する工事の請負、測量及び調査等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請等について、次のとおり定める。

令和 3 年 1 月 4 日

苫小牧港管理組合
管理者 苫小牧市長 岩倉 博文



第 1 資格

1 基本的資格要件

苫小牧港管理組合が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、政令第 167 条の 4 第 1 項（政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者以外の者及び政令第 167 条の 4 第 2 項（政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により競争入札への参加を排除されている者であってはならない。

2 契約の種類による資格要件

(1) 建設工事の請負契約

建設工事の請負契約（鋼橋上部工事、塗装工事、機械器具設置工事及び造園工事に係る契約を含む。以下同じ。）についての競争入札参加者は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 令和 3 年 1 月 1 日現在において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による建設業の許可を受けており、かつ、当該許可を受けて 2 年以上その事業を営んでいること。

平成 30 年 10 月 30 日以降の、国土交通大臣又は知事が審査した経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に希望する工種の平均完成工事高があること。

イ 健康保険・厚生年金・雇用保険すべてにおいて、加入若しくは適用除外であること。

ウ 基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前 2 年の各営業年度のいずれかの決算において、アに規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

(2) 土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約

土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 令和 3 年 1 月 1 日現在において引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。

イ 令和 2 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に売上高を有していること。

ウ 従業員（代表者を含む）の数が 3 人以上であること。

(3) 測量に係る契約

測量に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による測量業者の登録を受けていること。

イ 令和 3 年 1 月 1 日現在において引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和 2 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に売上高を有していること。

エ 従業員（代表者を含む）の数が 3 人以上であること。

(4) 建築物の設計に係る契約

建築物の設計に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしていること。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 令和 3 年 1 月 1 日現在において引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。
- ウ 令和 2 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に売上高を有していること。
- エ 従業員（代表者を含む）の数が 3 人以上であること。

3 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和 3 年度と令和 4 年度の 2 年（度）間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日）とする。

第 2 資格の消滅

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者となったとき。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除される者となったとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
- (4) その他第 1 の 2 に定める要件を欠くに至ったとき。

第 3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

- (1) 原則、郵送（簡易書留やレターパック等、配達状況を追跡できる方法での提出を推奨）による申請とし、令和 3 年 1 月 25 日（月）から 2 月 12 日（金）までとする。（消印有効）
- (2) 特に管理者が必要と認めた者に係る申請の時期は、管理者の指定する日とする。

2 申請の方法

資格審査の申請は苫小牧港管理組合の申請用紙（苫小牧港管理組合ホームページよりダウンロード）を使用し、次の申請書類を提出することにより行うこととする。

- ① 建設工事等競争入札参加資格審査申請書
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（建設工事の資格を希望する場合のみ）
- ③ 事業経歴書（設計等 4 種を希望する場合のみ）
- ④ 身分証明書の写し（個人のみ）
- ⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）の写し（法人のみ）
- ⑥ 許可・登録に関する証明書の写し
- ⑦ 営業所一覧表（建設工事の資格を希望する場合のみ）
- ⑧ 道税（道が賦課徴収するものに限る）に滞納がないことの証明書の写し
道に納税義務がない場合は、本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書を添付すること。
- ⑨ 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第 8 号書式その 3）
- ⑩ 誓約書
- ⑪ 建設工事入札参加資格審査申請書付票（A3 版）
様式を北海道のホームページよりダウンロードし、宛名を「苫小牧港管理組合 管理者 苫小牧市長 岩倉 博文」と変更の上、その他必要事項を記入し提出願います。
また、北海道へ申請された場合は、道へ提出した付票（受理票）の写し（道の受付者・署名押印のあるもの）へ「原本と相違ありません」等記入し、会社名・住所・代表者名・代表者印を押印の上、提出することも可能です。

- ⑫ 法定保険加入状況一覧表（設計等 4 種を希望する場合のみ）
- ⑬ A4 版フラットファイル（別添表紙・背表紙に必要事項を記入し、両面テープ等にて剥がれないように貼り付けること）
- ①～⑫は①が上になるように順番に⑬のフラットファイルに綴り込むこと。
- ⑭ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（建設工事の資格を希望する場合のみ）
※②をコピーしたもの。
- ⑮ 建設工事入札参加資格審査申請書付票
※①をA4 版に縮小コピーしたもの。
- ⑯ 受理票 2 部
建設工事等競争入札参加資格審査申請書の申請者（支店・営業所等に委任する場合は、受任者でも可）と同一です。
住所等を記入のうえ提出してください。
- ⑰ 返信用封筒 参加資格の審査結果の通知に使用します。封筒〔封筒サイズ長 3（120×235mm 定形）〕に宛名（宛名の後に、御中又は様と記載してください）を明記のうえ、84 円切手（※注 1）を貼付してください。
また、郵送にて受理票を返送いたしますので、2 通ご用意願います。
- ⑱ 申請書作成者（申請代理人）の名刺
- ⑲ クリアファイル（A4 サイズ）
- ⑭～⑱は⑲のクリアファイルに挿めて提出すること。

※注 1

申請者の代理で複数社分の申請書を提出される方は、返信用封筒の切手（25g 以内 84 円、50g 以内 94 円）の金額にご注意ください。

3 資格審査を行う工事種別

令和 3 年度及び令和 4 年度の建設工事等競争入札参加の資格審査を行う工事種別は、次のとおりとする。

[建設工事]

番号	工 事 種 別	左の資格に対応する 建設業の許可	工 事 の 内 容
1	一般土木工事	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業 解体工事業	昭和 47 年 3 月 8 日付け建設省告示第 350 号及び 昭和 47 年 3 月 18 日付け建設省計建発告示第 46 号 通知による。
2	建 築 工 事	建築工事業 大工工事業 左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブ ロック工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 内装仕上工事業 建具工事業 清掃施設工事業 解体工事業	〃
3	電 気 工 事	電気工事業 電気通信工事業 消防施設工事業	〃
4	管 工 事	管工事業 熱絶縁工事業 さく井工事業 水道施設工事業 消防施設工事業 清掃施設工事業	〃
5	舗 装 工 事	舗装工事業	〃
6	鋼橋上部工事	鋼構造物工事業	鋼橋製作者により行われる鋼桁製作、輸送、架設、床版 工等の鋼橋製作から完成までの一連の工事。
7	塗 装 工 事	塗装工事業	昭和 47 年 3 月 8 日付け建設省告示第 350 号及び 昭和 47 年 3 月 18 日付け建設省計建発告示第 46 号 通知による。
8	機械器具設置工事	機械器具設置工事業 鋼構造物工事業	〃
9	造 園 工 事	造園工事業	〃

[設 計 等]

番号	業 務 種 別	左の資格に必要な登録	業 務 の 内 容
10	土木・建築設計	建築士事務所 ※建築設計(建築設備設計のみの場合を除く)に限る	土木施設物又は建築物の設計。
11	測 量	測量業者	一般測量又は航空測量。
12	地 質 調 査		地質又は土質の調査(計測も含む)。
13	技術資料作成		高度な技術資料の作成業務、各種補償コンサルタント業務、建設工事に関連する環境調査等。

4 共同企業体の入札参加資格等

共同企業体の入札参加資格、申請の時期及び方法等については、発注する工事その他の入札ごとに別に定めることとする。

5 年間委任状について

年間委任状については、本店の代表者が道内の支店又は営業所の代表者に1年(度)間通じて入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領などの権限を委任する場合に提出してください。

年間委任状の委任期間は1年間(令和4年3月31日まで)としてください。

また、変更があった場合は、変更届の提出と併せて、改めて年間委任状を提出してください。

6 その他

例年、申請書提出時に書類の不備等が多くみられます。

記入漏れ等に注意し社内で再度ご確認の上、提出願います。